高座清掃施設組合
新ごみ処理施設整備・運営事業

モニタリング基本計画書

平成26年８月１日

高座清掃施設組合

目次

第１章　総則 1

1.1　モニタリング基本計画の目的 1
1.2　モニタリング実施計画書 1
1.3　モニタリング体制 1
1.4　モニタリングの対象業務 2

第２章　設計・建設モニタリング 3

2.1　モニタリングの方法 3
2.2　是正措置等 5

第３章　運営・維持管理業務モニタリング 6

3.1　モニタリング方法 6
3.2　具体的なモニタリングの手順 6
3.3　減額対象及び是正措置 8
3.4　委託料の減額等の方法 9
3.5　委託料の返還、契約の解除 9
3.6　減額対象等 10

第４章　財務状況等に関するモニタリング 12

4.1　財務状況等に関するモニタリングの概要 12
4.2　財務状況等に関するモニタリングの方法 12

第５章　契約期間終了時のモニタリング 14

5.1　モニタリング方法 14
5.2　確認方法 14

第１章　総則

1.1　モニタリング基本計画の目的

高座清掃施設組合（以下「組合」という。）が実施する「新ごみ処理施設整備・運営事業」（以下「本事業」という。）は、海老名市、座間市及び綾瀬市（以下「構成市」という。）から排出される一般廃棄物を長期間にわたり安全かつ安定的に処理する必要がある。

そのため、設計・建設段階及び運営・維持管理段階における事業運営が要求水準書、民間事業者から提案された事業提案書及び設計・建設工事請負契約書等（以下、「要求水準書等」という。）に示されている内容を遵守しているかを確認するモニタリングは、極めて重要である。特に運営・維持管理期間は、20年間の長期運営となるとともに本事業で整備する施設は、30年間以上の安定稼働を確保する計画としていることから、本事業終了後、10年間についても考慮する必要がある。

したがって、モニタリング基本計画書（以下「基本計画書」という。）は、設計・建設段階及び運営・維持管理段階におけるモニタリング内容及び適正な履行が行われない場合の減額措置等について定めるものである。

1.2　モニタリング実施計画書

基本計画書は、事業期間中に民間事業者が満足すべき要求水準、モニタリング、業務委託費の支払いの３つの事項を一体的なシステムとして捉え、相互の関係が明確になるよう定めたものである。

基本計画書は、公募時点での案を定めたものであり、モニタリングの項目によっては、具体的なモニタリングの詳細な実施方法が民間事業者の提案により異なる場合もあるため、民間事業者は、基本計画書の内容を具体化及び明瞭化を目的として、次の項目を含むモニタリング実施計画書（以下「実施計画書」という。）を作成する。

①モニタリング時期	**②モニタリング内容**	**③モニタリング組織**
④モニタリング手続	**⑤モニタリング様式**	

なお、運営・維持管理業務に関する実施計画書は、運営・維持管理業務の開始日より60日前までに作成し、組合に提出する。組合の承認をもって実施計画書とする。

1.3　モニタリング体制

モニタリングは、組合、設計・建設事業者（以下「事業者」という。）及び運営・維持管理事業者（以下「ＳＰＣ」という。）にて実施する。組合が実施するモニタリングは、基本的に事業者及びＳＰＣが実施するセルフモニタリングの報告を受けて組合が実施する。

なお、組合が行うモニタリングの実施者は、組合職員のほかに組合が委託する外部受託者も含む場合がある。

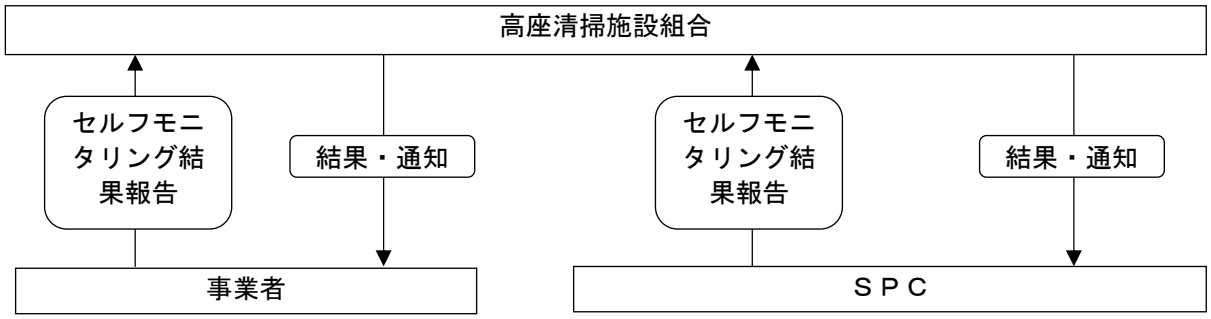

図　モニタリング体制（案）

1.4 モニタリングの対象業務

本事業のモニタリングの対象業務は、以下に示すとおりとする。

(1) 設計・建設業務

(2) 運営・維持管理業務
1) 受入管理業務
2) 運転管理業務
3) 維持管理業務
4) 環境管理業務
5) プラザ棟運営管理業務
6) 施設見学者の対応及び地域住民への対応支援業務
7) 情報管理業務
8) 副生成物、焼却灰等及び有価物の資源化業務
9) 乾電池、蛍光灯及び電球（水銀入りに限る。）の資源化業務
10) その他関連業務

(3) 本事業終了時

第２章　設計・建設モニタリング

2.1　モニタリングの方法

組合は、本施設の設計建設期間を通じ、事業者が行う本施設の設計・建設業務の状況のモニタリングを行うものとする。

モニタリングは、事業者が要求水準書等に基づき業務の管理及び確認を行った上で、事業者が自ら確認し、組合はその報告に基づき確認を行う。

(1)　書類による確認

事業者は、設計・建設業務の表2.1.1に示す各書類について、それぞれの提出時期までに組合に提出して、要求水準及び事業提案内容の達成状況について承諾を受ける。

なお、設計・建設業務の着手前に必要な建築士法、建設業法関連の写し、関係官庁への届出書類、主任技術者、管理技術者等は別途、期日までに提出すること。

表 2.1.1　提出書類及び提出時期

No.	提出書類	提出時期
1	全体工程表	設計着手時
2	実施設計図書 （要求水準書（設計・建設業務編）に示した図書）	設計完了時
3	施工計画書(工事に伴う環境影響調査要領書含む)	建設工事着手前
4	工事管理報告書	建設工事中の日報、週報、月報、年報（定点写真含む）
5	施工承諾図	随時
6	各種試験計画書及び試験結果報告書	随時
7	出来形及び出来高報告書	各事業年度終了時
8	試運転計画書､予備性能試験及び計画書	各試験着手前
9	試運転報告書､予備性能試験及び引渡し性能試験報告書	各試験完了時
10	完成図書及び完成届出書	建設工事完了時
11	その他組合が必要とする書類	随時

(2)　現地における確認

組合は、完成検査時点において要求水準書等を満たしていることの確認が極めて困難である場合、同時点において要求水準書等を満たしていない場合にその是正を行うことが経済的・時間的・技術的に極めて困難である場合、若しくは施工品質を確保する上で特に重要な場合等で､施工の各段階で組合が必要と認めた時には､事業者の業務内容が、表 2.1.1 で提出された各種書類、要求水準書等に準じているかの確認を行う。組合が現地における確認をおこなう場合には、事業者は立ち会うものとする。

なお、その際、組合は必要に応じて、施工部分を最小限度破壊し、品質及び性能の確認を行う。その確認又は復旧に係る費用は、事業者の負担とする。

また、組合は、現場搬入前に機器類の検査を実施するものとし、事業者は、必要な検査、立ち会いを行うものとする。

(3)　具体的なモニタリングの手順

設計、建設業務の具体的なモニタリングの手順は、表2.1.2に示すとおりである。

表2.1.2　モニタリングの手順（設計・建設業務）

No.	事業者	組合
1	・設計の着手にあたり、全体工程表を組合へ提出する。	・事業者と協議し、内容を確認して承諾する。
2	・設計図書一式の作成を行い、組合へ提出する。	・事業契約書、要求水準書等に基づき設計していることについて、事業者と協議し、内容を確認して承諾する。
3	・設計業務完了後、実施設計図書等を組合へ提出する。	・完了検査を行う。
4	・建設の実施にあたり、施工計画書及び管理報告書の様式の作成を行い、組合へ提出する。	・事業者と協議し、内容を確認して承諾する。 ・各種許認可の取得状況等を確認して承諾する。
5	・工事管理の状況の報告として、工事管理報告書（日報、週報、月報、年報）を作成し、組合へ提出する。	・内容を確認し、必要に応じて事業者と協議する。 ・事業者が行う工程会議へ出席するとともに、随時、工事現場での施工状況の内容を確認して承諾する。
6	・施工承諾図を作成し、組合へ提出する。	・事業者と協議し、内容を確認して承諾する。
7	・建設に係る試験又は検査が実施される場合、事前に試験計画を策定し、組合の承諾を得る。試験又は検査の実施後には試験報告書を組合に提出する。	・当該試験又は検査に立ち会う。 ・試験計画書、試験報告書等の内容を確認して承諾する。
8	・各事業年度終了時（施設完成年度を除く）には、出来形及び出来高報告書を作成し、組合に提出する。 ・部分竣工が必要な場合は、その都度出来形及び出来高報告書を組合へ提出する。	・出来形及び出来高検査を行う。
9	・試運転計画書、予備性能試験及び引渡し性能試験計画書を作成し組合へ提出する。 試運転、各性能試験実施後には、報告書を提出する。	・事業者と協議し、内容を確認して承諾する。また、試運転、予備性能試験及び引渡性能試験の立ち会いを行う。試運転、各性能試験実施後に提出される報告書の内容を確認して承諾する。
10	・施設完成後、完成図書及び完成届出書を作成し、必要な書類を添えて、組合へ提出する。	・完成検査を行う。

2.2 是正措置等

(1) 注意

組合は、前項(1)、(2)１に定めるところに準じて実施されたモニタリングの結果、提出された書類や事業契約書及び要求水準書等に準じて設計及び建設されていないと判断した場合、口頭若しくは文書により事業者に対して注意することができ、事業者はこれに従い是正を行うものとする。注意後に、是正が見込まれない場合に組合は文書による厳重注意を行うものとする。

(2) 是正勧告

組合は、厳重注意を行っても是正が見込まれないと判断した場合、相当な猶予期間を定めて、事業者に対して是正勧告をすることができ、事業者はこれに従うものとする。

また、事業者の責めによりサービス購入料の支払いが遅れた場合に生じる一切の損失は、事業者が負うこととする。

(3) 契約解除

組合は、上記の再度の是正勧告を行い、これによっても是正が見込まれない場合は、契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

また、予定工期中の施設完成が不可能と見込まれる等相応の理由がある場合においても同様に、組合は契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

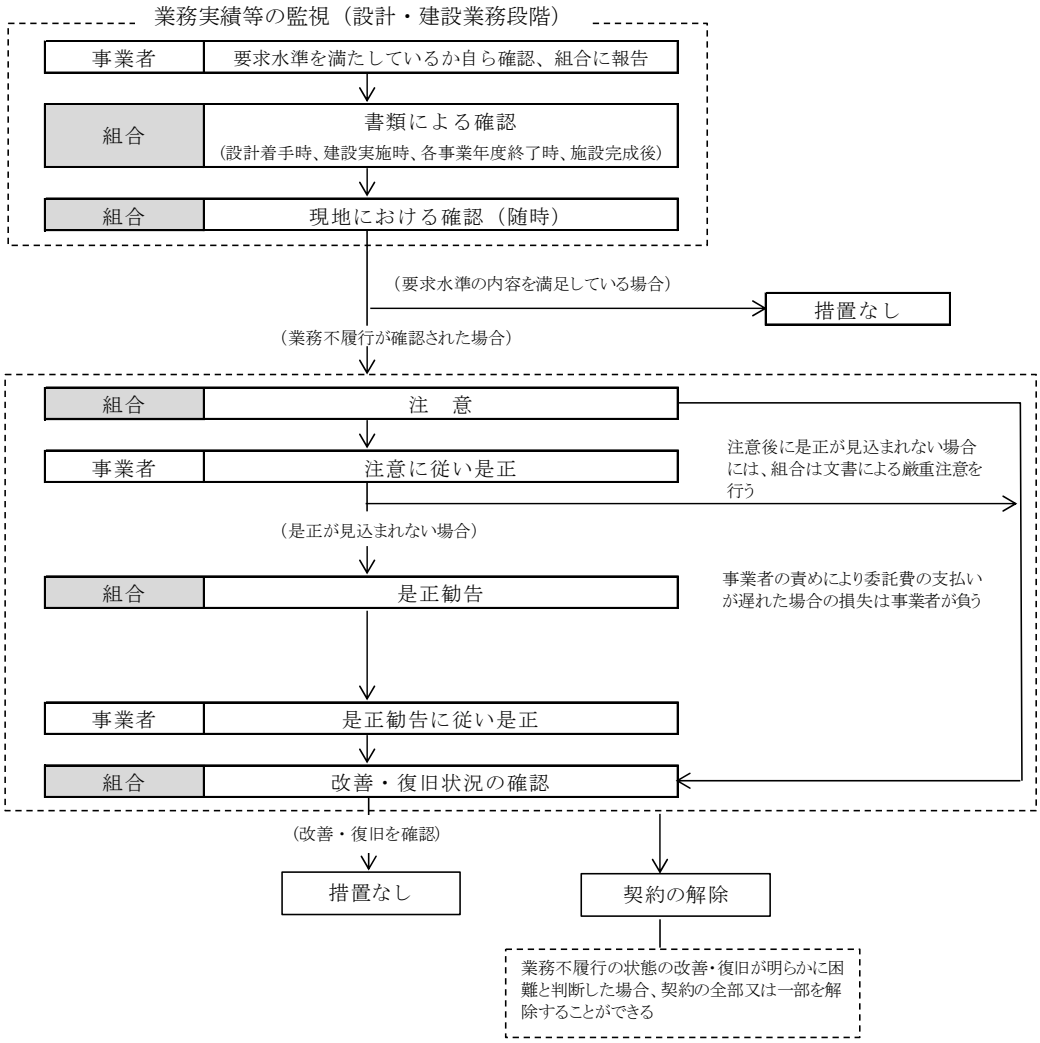

第３章　運営・維持管理業務モニタリング

3.1　モニタリング方法

組合は、事業期間にわたり、運営・維持管理業務の実施状況についてモニタリングし、要求水準書等に定められた業務を確実に遂行しているかについて確認する。

モニタリングは、ＳＰＣが要求水準書等に基づき業務の管理及び確認を行った上で、ＳＰＣが自らにより確認し、組合はその報告に基づき確認を行う。

(1)　書類による確認

ＳＰＣは、運営・維持管理業務に係る各業務に関して表3.1.1に示す各書類について、それぞれの提出時期までに組合へ提出して、要求水準等の内容の達成状況について承諾を受ける。

表3.1.1　提出書類と提出時期

No.	提出書類	提出時期
1	長期運営実施計画書	運営・維持管理業務開始 60 日前まで
2	運営マニュアル	運営・維持管理業務開始 60 日前まで
3	年間運営実施計画書	翌事業年度開始 30 日前まで
4	月間管理運営業務実施計画書	毎月 25 日まで
5	業務報告書（日報）	翌日の 12 時まで
6	業務報告書（週報）	翌月曜日の 12 時まで
7	業務報告書（月報）	翌月 10 日まで
8	業務報告書（年報）	翌事業年度開始 30 日後まで
9	年間施設管理運営状況報告書	翌事業年度開始 30 日後まで
10	会社法上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告、会計監査報告及びキャッシュフロー計算書	翌事業年度開始後 3 か月後まで
11	その他組合が必要とする書類	随時

(2)　現地における確認

組合は、運営維持管理業務のモニタリング実施にあたり、必要と認める時は、現地における確認を行う。ＳＰＣは、組合の現地における確認に必要な協力をすること。

3.2　具体的なモニタリングの手順

運営維持管理業務のモニタリングの手順及びＳＰＣと組合の作業内容は表 3.2.1 に示すとおりである。ただし、モニタリング方法についての詳細は、ＳＰＣが提供するサービスの方法に依存するため、事業契約の締結後に策定するモニタリング実施計画書において確定する。

表 3.2.1　具体的なモニタリング手順（案）

	ＳＰＣ	組合
計画時	・建設完了前に長期運営実施計画書、運営マニュアルを作成し、組合へ提出する。 ・年間運営実施計画書、月間管理運営業務実施計画書、業務報告書（日報、週報、月報、年報）等の様式を作成し、組合へ提出する。	・長期運営実施計画書等をＳＰＣと協議し、内容を確認して承諾する。 ・業務報告書の様式等をＳＰＣと協議し、内容を確認して承諾する。
日常モニタリング	・毎日の業務の実施に関する日常モニタリングを行い、その結果に基づき、セルフモニタリング結果報告書を作成し、業務実績報告書（日報）にその内容を含める。 ・業務実績報告書（日報）を組合へ提出する。 ・本事業の運営やサービスの提供に大きな影響を及ぼすと思われる事象が生じた場合には、直ちに組合に報告する。	・業務報告書（日報、セルフモニタリング結果報告を含む）の内容及び業務水準を確認して承諾する。
定期モニタリング	・業務報告書（日報）及びその他の報告事項をとりまとめ、業務実績報告書（週報、月報、年報）を提出する。 ・財務諸表を提出する。 ・モニタリング結果の公表について、組合へ協力する。	・業務実績報告書等の内容を確認し、業務実施状況の評価を行い、評価結果をＳＰＣへ通知する。 ・定期的に施設巡回、業務監視、ＳＰＣに対する説明要求及び立会い等を行う。 ・モニタリング結果に基づき、委託料の支払いを行う。 ・モニタリング結果について対外的に公表する。
随時モニタリング	・適宜、説明要求や現場立会いの対応を行う。	・定期モニタリングのほかに、必要に応じて、施設巡回、業務監視、ＳＰＣに対する説明要求及び立会い等を行う。この結果については、定期モニタリングの結果に反映する。 ・是正指導等を行った場合、ＳＰＣからの是正指導に対する対処の完了の通知等を受けて実施する。 ・必要に応じて、副生成物、焼却灰等及び有価物の資源化する企業等へヒアリングを行い、事実確認を行う。

※モニタリングの実施に際し、組合が行うモニタリングにおいて発生した費用（第三者機関、外部委託者）は、組合が負担し、それ以外にＳＰＣのモニタリングにおいて発生した費用（第三者機関による調査、分析、評価等を含む。）については、ＳＰＣが負担する。

3.3 減額対象及び是正措置

(1) 減額対象及び是正レベルの認定

組合は、運営・維持管理業務が事業契約書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象が発生した場合には、次に示す基準（案）に従い、その是正レベルの認定を行い、ＳＰＣに通知する。

減額対象のレベルとその基準（案）

レベル１：本施設の運営・維持管理に軽微な支障がある場合等 レベル２：本施設の運営・維持管理において３カ月以上の長期停止が必要となる場合等 レベル３：組合の承諾なく特定事業契約書に反する行為を行った場合、不法行為、虚

事象例の一部を以下に示す。

レベル	事象例（一部）
レベル１	・業務報告の不備 ・故障等による設備の短期間の停止 ・作業場所等の整理状況が悪い場合 ・提出書類を期限までに提出しない場合 ・各種マニュアルの改善を必要に応じて行わない場合 ・連絡の不備等
レベル２	・３カ月以上の停止（高効率ごみ電施設の各系列、マテリアルリサイクル施設）を必要とする場合 ・レベル１に該当する場合で是正指導の手続きを経てなお是正が認められないと組合が判断した場合等
レベル３	・副生成物、焼却灰等、有価物、乾電池、蛍光灯及び電球（水銀入りに限る）が、資源化が行われていない場合 ・安全管理の不備による人身事故の発生 ・環境保全に関する規制基準の遵守違反 ・特定事業契約書等に基づき組合が提出を求めた書類について、正当な理由なく提出しない場合 ・レベル２に該当する場合で再度是正勧告の手続きを経てなお是正が認められないと組合が判断した場合等

(2) 注意

組合は、要求水準書、事業提案書及び特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様等を満たしていないと判断される事象がレベル１に該当する恐れがある場合、ＳＰＣに対して、当該業務の是正を行うように注意を行うものとする。

ＳＰＣは、組合から注意を受けた場合、速やかに是正対策を行うこととする。対策後も是正が見込まれない場合には、組合は文書による厳重注意を行うものとする。是正対策を行わない場合もしくは特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル１に該当すると認定した場合、直ちに是正指導を行うものとする。

(3) 是正指導

組合は、要求水準書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル１に該当すると認定した場合、ＳＰＣに対して、当該業務の是正を行うよう是正指導を行うものとする。

ＳＰＣは、組合から是正指導を受けた場合、速やかに是正対策と是正期限について組合と協議を行い、是正対策と是正期限等を組合に提示し、組合の承諾を得るものとする。特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていないと判断される事象がレベル２に該当すると認定した場合、組合は、直ちに是正勧告を行うものとする。

(4)　是正指導の対処の確認

組合は、ＳＰＣからの是正指導に対する対処の完了通知を受け、随時モニタリングを行い、是正が行われたかどうかを確認する。

レベル１の事象において是正が認められない場合、是正勧告の措置を行うものとする。

(5)　是正勧告

組合は、要求水準書、事業提案書及び特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様等を満たしていないと判断される事象がレベル２に該当すると認定した場合、またはレベル1 に該当する場合で是正指導の手続きを経てなお是正が認められないと判断した場合、ＳＰＣに対して書面により業務の是正勧告を行う。

ＳＰＣは、組合から是正勧告を受けた場合、速やかに必要な措置を施すとともに、組合と協議のうえ、是正対策と是正期限等を記載した是正計画書を組合に提出し、組合の承諾を得た上で、速やかに是正措置を行うものとする。

(6)　是正勧告の対処の確認

組合は、ＳＰＣからの是正勧告に対する対処の完了の通知又は是正期限を受け、随時のモニタリングを行い、是正が行われたかどうかを確認する。

(7)　再度是正勧告

上記(5)におけるモニタリングの結果、是正計画書に沿った期間、内容による是正が認められないと組合が判断した場合、組合は、ＳＰＣに再度の是正勧告を行うとともに、再度、是正計画書の提出請求、協議、承諾及び随時モニタリングにより、ＳＰＣの再度是正勧告の対処の確認を行う。なお、再度是正勧告については、組合が必要と判断したとき、その内容を公表することができる。

(8)　警告

組合は、要求水準書、事業提案書及び特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様等を満たしていないと判断される事象がレベル３に該当すると認定した場合、又はレベル２に該当する場合で再度是正勧告の手続きを経てなお是正が認められないと判断した場合、ＳＰＣに警告を行うとともに、即座にその行為の中止等を指示できる。ＳＰＣはその指示に従うとともに、理由書及び是正計画書の提出を速やかに行う。組合は、是正計画書の内容協議、承諾及び随時モニタリングにより、ＳＰＣの対処の確認を行う。なお、警告については、組合が必要と判断したとき、その内容を公表することができる。

3.4　委託料の減額等の方法

組合はＳＰＣに対してレベル２以上に達した場合は、委託料を減額する。なお、レベル２以上の事象の内容、確認方法、減額方法等については、事業者と協議して決定する。

3.5　委託料の返還、契約の解除

(1)　委託料の返還

運営事業の対価の支払後、業務実績報告書に虚偽の報告があることを確認した場合には、ＳＰＣは減額されるべき委託料に相当する額を支払った日から、組合に返還する日

までの日数につき、組合契約規則第47条から年5.0%の割合で計算した額（１年を365日とする日割り計算とする。）の損害金を付して返還しなければならない。

(2)　支払停止

組合は、ＳＰＣが再度是正勧告等に対応しなかった場合には、委託料の支払いを停止することができる。

なお、支払停止となる事由が解消された場合には、入札説明書に定める支払時期に必ずしも拘束されずに支払うこととする。

(3)　運営・維持管理業務を担う者の変更

組合は、再度是正勧告に対応しなかった等の場合には、運営・維持管理業務を行う者の変更をＳＰＣに請求することができる。

(4)　契約解除

運営・維持管理業務を行う者の変更後も特定事業契約書等に規定する要求水準及び仕様を満たしていない状況となった場合等には、組合は一定期間内に契約を解除することができる。

3.6　減額対象等

対価の構成及び減額措置の関係を整理すると以下のようになる。なおサービスの対価の支払方法等については、入札説明書に示す。

対価の構成		減額措置等
設計・建設の対価	交付金相当	減額等の対象外
	交付金以外の設計建設の対価	
運営・維持管理の対価	固定費	減額等の対象
	変動費	
	修繕費	
	ユーティリティ	

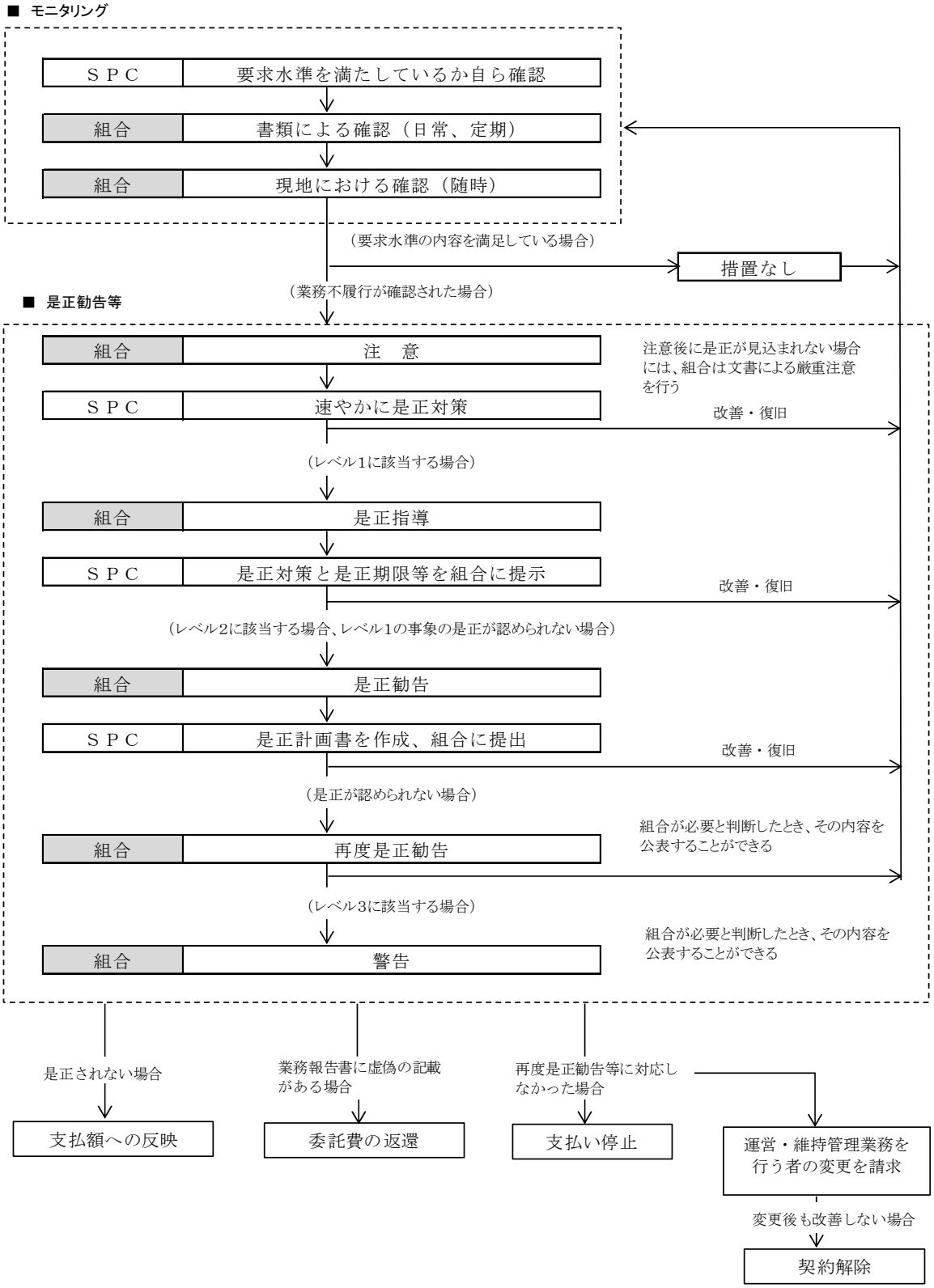
■ モニタリング
ＳＰＣ
要求水準を満たしているか自ら確認
組合
書類による確認（日常、定期）
組合
現地における確認（随時）
（要求水準の内容を満足している場合）
措置なし
（業務不履行が確認された場合）
■ 是正勧告等
組合
注　意
注意後に是正が見込まれない場合には、組合は文書による厳重注意を行う
ＳＰＣ
速やかに是正対策
改善・復旧
（レベル1に該当する場合）
組合
是正指導
ＳＰＣ
是正対策と是正期限等を組合に提示
改善・復旧
（レベル2に該当する場合、レベル1の事象の是正が認められない場合）
組合
是正勧告
ＳＰＣ
是正計画書を作成、組合に提出
改善・復旧
（是正が認められない場合）
組合
再度是正勧告
組合が必要と判断したとき、その内容を公表することができる
（レベル3に該当する場合）
組合
警告
組合が必要と判断したとき、その内容を公表することができる
是正されない場合
支払額への反映
業務報告書に虚偽の記載がある場合
委託費の返還
再度是正勧告等に対応しなかった場合
支払い停止
運営・維持管理業務を行う者の変更を請求
変更後も改善しない場合
契約解除

第４章　財務状況等に関するモニタリング

4.1　財務状況等に関するモニタリングの概要

組合は、本事業の実施者かつ最終責任者であることから、本事業におけるサービスの提供が停止される、あるいはＳＰＣが債務超過等によって事業継続が困難になる、といった事態は回避するため、ＳＰＣの財務状況等のモニタリングを実施し、早期段階に危機回避できるように備える。

具体的には、ＳＰＣの実施体制やリスク対応方法の確認、資金収支のタイムリーな状況把握、株主総会資料等による経営状況の確認、直接協定による情報交換等、多様な方法によりＳＰＣの財務状況等について確認する。

組合は、これらの確認は、金融機関と協力して行う。

4.2　財務状況等に関するモニタリングの方法

(1)　財務状況に関するモニタリング

組合は、会計監査人による監査済みの財務書類等の提出をＳＰＣに義務付ける。これによりＳＰＣの財務状況を確認する。

これに加えて、会計データに反映される取引が事業計画どおりに事業を遂行した結果であるかどうか、また、その結果がＳＰＣの財務状況を悪化させるものかどうか等の確認を行う。この際、ＳＰＣの財務書類では事業計画との関係が確認できない場合には、必要に応じて、会計データに反映される取引に関する契約書類や、ＳＰＣの実施体制、リスク対応、資金収支、ＳＰＣの経営活動等の確認を行う。

(2)　実施体制についてのモニタリング

組合は、ＳＰＣの定款、登記簿謄本、株主名簿や、ＳＰＣが締結する契約等により、事業契約の締結前にＳＰＣが設立されたかどうか、業務遂行体制が事業計画どおりに構築されたかどうかの確認を行う。

(3)　リスク対応についてのモニタリング

組合は、ＳＰＣがリスク分担を図るための事業契約等を締結する段階において、事業計画に提案されたリスク対応として、保険の付保であれば保険契約の内容等を確認する。

(4)　資金収支についてのモニタリング

組合は、財務書類の精査や資金収支についてのモニタリングを行う。具体的には、事業提案時若しくは事業年度計画見直し時点等における計画と事業契約の規定に基づいて提出される計算書類に記載された資金収支の実績との整合性を確認する。なお、整合性を確認する目的は資金収支上、概ね計画通りに事業が実施されていることを確認することであり、計画値と実績値の乖離を認めないという趣旨ではない。また、資金収支のモニタリングについて金融機関の意見を聞く場合があるが、その趣旨は、乖離があったときに金融機関の見識から問題点の有無等の分析を期待するものである。

【想定する具体的手順】

No.	対応者	対応内容
1	ＳＰＣ	・事業提案時または事業年度計画見直し時の資金収支計画と資金収支の実績を比較した表を毎年組合に提出する。
2	組合	・組合は提出を受けた資料について、組合で確認するとともに必要に応じて金融機関の意見を聞く場合がある。

(5)　経営についてのモニタリング

組合は、ＳＰＣの経営における重要な意思決定がなされる取締役会や株主総会の議事録等によって、事業計画に定めのない契約の締結や、本事業と関係のない契約や業務を行っていないか等、安定的な事業の継続が困難になるような意思決定がなされていないかどうかを確認する。

第５章　契約期間終了時のモニタリング

5.1　モニタリング方法

(1)　ＳＰＣは、事業期間終了５年前に、事業期間終了後の本施設等の取扱について、協議を開始する。

(2)　ＳＰＣは、事業終了時の１年前に、施設の劣化等の状況及び施設の保全のために必要となる資料の整備状況の報告を行う。

(3)　組合は、(2)の報告内容について確認を行う。

(4)　組合及びＳＰＣは、上記(3)による確認の内容に基づき、必要に応じて協議する。

(5)　ＳＰＣは、要求水準書等を満たすよう、事業終了時までに、協議の結果を反映した修繕計画書に基づき修繕を行うほか、必要となる資料を整備し、組合に確認等を受ける。

5.2　確認方法

(1)　書類による確認

ＳＰＣは、現況図面、施設の保全に係る資料等を含めた取扱説明書等の書類を、事業終了時に組合に提出して確認を受ける。

(2)　現地における確認

組合は施設の現況が、上記(1)で提出された資料の内容のとおりであるかどうか現地における確認を行う。ＳＰＣは、組合の現地における確認に必要な協力を行う。